

令和3年度 水道水中の放射性物質測定結果（片浦地区等）

厚生労働省は、水道水中の放射性セシウムについて新たな目標値（10Bq/kg）を設定し、平成24年4月1日から適用されました。

今回、高田浄水場以外の深井戸等が水源である第二浄水場浄水、並びに片浦地区5ヶ所の管末（給水栓）について外部の検査機関で法制物質の測定を実施いたしました。

その結果、どの地点も放射性物質は不検出であり、小田原市が供給している水道水の安全性については問題ありません。

採水日：令和3年10月21日（木）

採水場所	検査項目		
	セシウム (Cs134)	セシウム (Cs137)	ヨウ素 (I131)
第二水源地 浄水	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.9)
石橋水源地 管末	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.7)
米神水源地 管末	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
根府川第一水源地 管末	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 1.0)	不検出 (検出限界値 0.8)
根府川第二水源地 管末	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.9)	不検出 (検出限界値 0.9)
根府川第三水源地 管末	不検出 (検出限界値 0.8)	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.8)
国の目標値 (Bq/kg)	合計で 10 以下		規定なし

※ 検査機関：株式会社 静環検査センター

※ 「不検出」とは、検出限界値 1Bq/kg 未満であることを意味します。

国の目標値：「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日付け健水発 0305 第2号厚生労働省健康局水道課長通知）